

盛岡市中央卸売市場における買出人について

1 買出人について

生鮮食料品等に係る事業を行う食品事業者（法人・個人を問わない。）が当市場において卸売業者又は仲卸業者が取り扱う生鮮食料品等を買受けるには資格（登録）が必要です。買出人として登録すれば、次のとおり仲卸業者又は卸売業者から生鮮食料品等を買受けることができます。

※登録すること（買受けること）ができるのは生鮮食料品等に係る事業を行う食品事業者に限られており、一般消費者の方が登録すること（買受けること）はできません。

- 仲卸業者から販売を受けることができます。取引方法は、現金取引が原則です。
- 卸売業者と契約により相対取引による卸売を受けることができます。
- ※せり取引には参加できません。契約要件は卸売業者にご確認ください。

2 買出人登録等の手続き

新たに登録をする場合、登録の記載事項に変更が生じた場合、買出人をやめる場合、買出人章を亡失し再発行を受けたい場合などは、届出が必要になります。手続き内容に応じて買出人章及び運転免許証など本人であることを証明するものを持参し、手続きをしてください。

- 受付場所 盛岡市中央卸売市場 本棟3階 管理事務室
(盛岡市中央卸売市場 業務課 業務係)
- 受付時間 8:30 ~ 12:00
13:00 ~ 16:30
※新規登録の場合、登録手続き後に場内取引のご案内にお時間をいただきます。

○手続きに必要なもの

新規登録	<input type="checkbox"/> 買出人登録申請書	<input type="checkbox"/> 本人確認書類
名称等登録事項の変更	<input type="checkbox"/> 買出人名称変更等届	<input type="checkbox"/> 本人確認書類
登録の削除	<input type="checkbox"/> 買出人名称変更等届	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 買出人章
買出人章の再発行（再登録）	<input type="checkbox"/> 買出人登録申請書	<input type="checkbox"/> 本人確認書類

3 買受けに来場する際の遵守事項

(1) 買出人章の着用

市場に入場するときは、必ず買出人章を着用してください。買出人章は、寸法がたて69mm×よこ97mmです。ネームホルダーに入れるなどして着用し、買出人であることを確認できるようにしてください。

(2) 卸売場への入場のルール

- ・卸売業者と取引される方で、卸売場に立ち入る際は、衛生管理上のため青果卸売場においては帽子を着用し、水産物卸売場においては帽子と長靴を着用してください。また、異物混入のおそれのある貴金属類、不要なものは持ち込まないでください。
- ・卸売業者と取引されない買出人の方は、卸売場に立ち入らないでください。

(3) 駐車場について

駐車場は、指定外駐車場をご利用ください。

【お問い合わせ先】 盛岡市中央卸売市場 業務課 業務係 電話：019-614-1000